

東部山間埋立処分地 3 号沢雨水排水管修繕 仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所

(担当 管理係 森、岩城 075-572-8465)

1 件名

東部山間埋立処分地 3 号沢雨水排水管修繕

2 目的

京都市東部山間埋立処分地内 3 号沢の雨水排水管破損に伴う埋立地への浸水被害を未然に防止するため、洗堀された地盤の整正及び排水管の修繕を実施するとともに、堰堤内に堆積した土砂の撤去を行うことで、当処分地の適切な維持管理を図ることを目的とする。

3 期間

契約日から令和 8 年 8 月 31 日まで

4 作業時間

平日の 9 時 30 分から 16 時 00 分まで

(ただし、当敷地に入場できる時間は、平日の 9 時 00 分から 15 時 30 分まで。また、土・日曜日は入場不可)

5 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷 1-181 番地 (総合管理事務所から約 7 km)

[別紙 1] 位置図、[別紙 2] 平面図、[別紙 3] 作業場所写真

6 作業数量

(1) 排水管修繕延長計 $L = 40.0 \text{ m}$

土砂撤去 $V = 10.8 \text{ m}^3$

作業場所① 修繕延長 ($\phi 300\text{mm}$) $L = 6.0 \text{ m}$

継手修繕 $N = 1 \text{ 箇所}$

床付面整正 $A = 9.0 \text{ m}^2$

作業場所② 修繕延長 ($\phi 300\text{mm}$) $L = 8.0 \text{ m}$

継手修繕 $N = 1 \text{ 箇所}$

床付面整正 $A = 12.0 \text{ m}^2$

作業場所③ 修繕延長 ($\phi 300\text{mm}$) $L = 8.0 \text{ m}$

継手修繕 $N = 1 \text{ 箇所}$

床付面整正 $A = 12.0 \text{ m}^2$

作業場所④ 修繕延長 (φ 300mm) L = 8.0 m
継手修繕 N = 1 箇所
床付面整正 A = 12.0 m²
作業場所⑤ 修繕延長 (φ 300mm) L = 5.0 m
継手修繕 N = 1 箇所 (番線で補強)
作業場所⑥ 修繕延長 (φ 300mm) L = 5.0 m
継手修繕 N = 1 箇所 (番線で補強)
作業場所⑦ 土砂撤去 V = 3.8 m³
作業場所⑧ 土砂撤去 V = 7.0 m³
(「別紙 1」位置図、「別紙 2」平面図参照)

- (2) 作業に伴う交通誘導員は不要とする。
- (3) 使用する重機の搬入、搬出、運搬に係るすべての費用、作業に要するすべての費用ならびに、防護に要するすべての費用は本業務に含む。
- (4) 業務に伴い発生した土砂は、同埋立処分場内において担当者が指定する場所 (作業場所から約 1 km) に運搬し、整地するものとする。
なお、運搬及び整地に係る費用は本業務に含む。

7 現場条件

- (1) 当敷地では時間的制限及び車両走行に関する厳しい制限があり、入場者には遵守を求めている。違反があれば作業を中止させるので、十分理解したうえで入札すること。
- (2) 入場ゲートがある総合管理事務所から埋立処分場内までは約 6 km、高低差 300m の勾配の大きい山間道路を走行する。所要時間は片道約 20 分。
(「別紙 1」位置図参照)
- (3) 当敷地内は 2 輪車の走行は禁止している。
- (4) 時速 30km 以下での走行を厳守すること。また、追い越しは全区間で禁止している。
- (5) 当敷地内への入退場は自動システムによる管理を行っているため、入場カードの発行を受けること。また、入場する関係車両は、決められた入退場ルートを遵守すること。詳細な入退場ルートは担当者が指示を行う。
- (6) 埋立処分場内は一方通行となっている。逆走、誤進入が生じた場合、非常に危険であるため、担当者の指示に従い十分注意して走行すること。
- (7) 重機の搬入に際し、10t 低床車より大型の規格の車両を使用する場合、走行ルートの交通規制が生じることから、運行予定の 2 週間前には担当者に申請して了解を得ること。また、関係部署との調整が生じることから、搬入及び搬出に伴う走行時間帯は担当者の指示に従うこと。
- (8) 入場する車両にはパトライトを装着し、走行時には点灯させること。
- (9) 当敷地内では、走行時にチェーンを装着することは禁止している。

- (10) 大雨、降雪、濃霧、路面凍結時には埋立事業管理事務所の判断に基づき、当日もしくは事前に全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがある。閉鎖中は一切の車両が入場できないため、作業も不可となる。
- (11) 当敷地内における作業は、担当者の指示に従い本市埋立作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (12) 作業場所を含む道路上での喫煙は認めない。

8 作業内容

- (1) 作業に必要な器材等を調達のうえ、平日の午前9時に総合管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けること。入場用カードを事前に作成するため、作業車両のナンバーは前日までに申請すること。
- (2) 埋立事業管理事務所は土曜日・日曜日は閉場しており、入場できない。また、指定した時間以外での作業は禁止する。
なお、作業日程は担当者と調整のうえ決定すること。
- (3) 整地に伴って除去した土砂は、処分地内の担当者が指定する場所（作業場所から約1km）に運搬し、整地すること。
- (4) 作業内容詳細
 - (ア) 3号沢管理通路沿いの法面に設置している3号沢上部堰堤から放流している雨水排水管φ300mmの継手部が破損しているので、洗堀された地盤を平滑に整正したのちに雨水排水管を布設する。また、同管理通路側溝終端枿から3号沢下部堰堤に流下させている雨水排水管φ300mmの継手部が破損しているので、接手を交換したうえで漏水がないように補修する。
 - (イ) 既設管はポリエチレン管（ダブル管（内面平滑タイプ））φ300mmで、修繕する継手部は6箇所である。継手部品が破損し漏水しているため、新たな継手部品を使用して接続すること。
 - ・ 継手部品
クリモトポリマー(株) ボルト締め式継手（無孔管用）
W-300 6個また、接続部品は使用前に担当者に型番、仕様を届出たうえ承諾を得ること。
なお、管路材は既設品を使用すること。
 - (ウ) 継手修繕時、管に無理な引張力をかけると、さらに別の継手部が破損する可能性が高いので、注意して施工すること。
 - (エ) 継手部を番線で補強している2箇所は、継手部材を交換したうえ、同様に番線で補強すること。
 - (オ) 現地は狭隘であり、隣接する管理道路の勾配は10%以上あることから、重機等による作業時には、安全確保に十分注意すること。
 - (カ) 3号沢上部堰堤に堆積した土砂を3.8m³、3号沢下部堰堤に堆積した土砂を7.0m³撤去する。

- (キ) 3号沢下部堰堤内土砂溜りは隣接する管理道路と約4mの高低差がある。なお、斜路等がないため、重機が自走で降りることはできない。
- (ク) 堰堤側部の大型土のうを破損又は、転倒させたりしないよう、注意して施工すること。誤って破損させた場合は受注者の責により復旧すること。
- (ケ) 土砂等の運搬に際しては、過積載による事故を防止するため、ダンプトラック積込時に積載量の確認を行うこと。
- (5) 16時00分には後片付けを含む作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。
- (6) 作業完了後に、作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

9 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

10 現地確認

現地確認のための下見は、以下のとおりとするので、必ず下見受付期間中に埋立事業管理事務所に電話連絡し、時間の予約をすること。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による問い合わせには一切応じない。

(1) 下見期間

日程：令和8年7月23日（木）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

下見のための所要時間は、移動時間を含めて1業者当たり45分以内とする。

(2) 下見受付期間

日程：令和8年7月22日（水）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

予約は先着順とし、予約枠が埋まった場合は下見を断るほか、予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者は下見を断ることとする。

(3) 連絡先

京都市 環境政策局 埋立事業管理事務所（担当 森、岩城）

電話番号 075-572-8465

11 その他

- (1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 作業中、事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受

注者の責任において対応すること。